

静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年11月4日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第57号

静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例の施行期日を定める規則

静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例（令和2年静岡県条例第54号）の施行期日は、この規則の公布の日とする。